2　抵当権の抹消に関する登記手続

管財人は、存続しない担保権の設定登記の抹消登記手続を、本更生計画を原因証書として不動産登記法63条１項により単独申請にて行うことができる。

前述１の定めに基づき消滅する存続しない担保権のうち、登記されている担保権の担保権者は、当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、更生計画認可決定後に管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第４　保険

１　更生会社が確定更生担保権に係る担保権の目的である財産を目的として更生計画認可決定時に締結している保険契約は、保険期間満了後も順次更新し、当該確定更生担保権者が当該保険契約に係る請求権の質権を併せ有する場合には、当該確定更生担保権の限度で、保険契約更新の都度同一内容の質権を設定する。

２　前述１の保険契約に係る請求権に対する質権は、当該保険契約の目的である財産に係る更生担保権が消滅した場合に消滅する。

第２節　登記等の費用

この章による登記その他の手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。ただし、担保権者の商号又は住所変更等に伴う変更登記のために要する登録免許税等の費用は、当該担保権者の負担とする。

第８章　更生会社の措置

第１節　既存株主の権利の変更等

第１　株主の権利の変更

１　全株式及び全新株予約権の取得並びに消却

更生会社は、後述第２の定めに従って行われる募集株式発行に先立ち、募集株式にかかる金銭の払込みがされる日（以下「当初募集株式効力発生日」という。）を効力発生日として、当初募集株式効力発生日の直前における更生会社の発行済株式（普通株式、第１種優先株式及び第２種優先株式）の全て（ただし、更生会社が既に保有している自己株式を除く。）を無償で取得し、同日、その保有する自己株式全部を消却する。

また、更生会社は、更生計画認可決定日をもって、更生会社の発行済新株予約権の全て（ただし、更生会社が既に保有している自己新株予約権を除く。）を無償で取得し、同日、その保有する新株予約権の全部を消却する。

２　資本金の額の減少

更生会社は、その資本金の2361億4313万1742円を減少する。資本金の額の減少の効力は、当初募集株式効力発生日において生じる。

３　資本準備金の額の減少

更生会社は、その資本準備金の額436億6889万1967円を減少する。資本準備金の額の減少の効力は、当初募集株式効力発生日において生じる。

第２　募集株式の発行

１　募集事項の決定

更生会社は、以下のとおり募集株式を発行する。

①　募集株式の種類：普通株式
②　１株の払込金額：１円
③　募集株式の数：１株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日：更生計画認可決定日から３か月を経過するまでの間において、管財人が定める日
⑤　増加する資本金及び資本準備金に関する事項：

増加する資本金	１円
増加する資本準備金	０円

２　募集株式の割当て

前述１の募集株式の全部を管財人である小林信明に割り当てる。

第２節　スポンサーによる出資のための措置

第１　株主の権利の変更

１　全株式の取得及び消却

更生会社は、後述第２の定めに従って行われる募集株式の発行に先立ち、当該募集株式にかかる金銭の払込みがされる日（以下「第２回募集株式効力発生日」という。）を効力発生日として、更生会社の発行済株式の全てを無償で取得し、同日、その保有する自己株式全部を消却する。

２　資本金の額の減少

更生会社は、その資本金の額１円を減少する。資本金の額の減少の効力は、第２回募集株式効力発生日において生じる。

第２　募集株式の発行

１　募集事項の決定

更生会社は、以下のとおり募集株式を発行する。

①　募集株式の種類：普通株式
②　１株の払込金額：６億円
③　募集株式の数：100株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日：更生計画認可決定日後で、各国における競争法上の承認、待機期間の経過等スポンサー契約に定められる条件が充足した日から少なくとも10日後に到来する営業日でかつ月末の日で、管財人が裁判所の許可を得て定める日
⑤　増加する資本金及び資本準備金に関する事項：

増加する資本金	300億円
増加する資本準備金	300億円

２　募集株式の割当て

前述１の募集株式の全部をマイクロンに割り当てる。

第３節　配当の制限

本更生手続中は、株主に対する剰余金の配当は行わない。

第４節　株式譲渡の制限

取締役会は、本更生手続中、会社法136条又は同法137条の定めによる株式の譲渡の承認請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。

第５節　定款変更

更生計画認可決定日をもって、更生会社の定款の一部を「定款変更表」（別表29）のとおり変更する。ただし、本更生手続が終結するまでの間、本節による変更後の定款の定めにおいて取締役会の決議により定めることとされている事項については、当該定めにかかわらず、管財人がこれを定める。

第６節　役員の選任等

第１　役員の選任

更生計画認可決定日現在の更生会社の取締役、監査役及び会計監査人は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。新しい取締役、代表取締役、監査役及び会計監査人（以下、取締役、監査役及び会計監査人を併せて「役員」という。）は、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。

第２　役員の任期

前述第１により選任された役員の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第３　役員の補充、増員又は変更

前述第２の任期内に役員を補充、増員又は変更する必要が生じた場合、裁判所の許可を得て、管財人がこれを行う。ただし、補充、増員又は変更された役員の任期は他の役員の在任期間と同一とする。

上記期間内に本更生手続が終結した場合には、前述第５節の新定款及び会社法の定めによる。

第９章　争いの落着しない権利に関する措置

更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人において訴訟、和解又は調停等を遂行する。和解又は調停の受諾を必要とするに至った場合、裁判所の許可（包括許可を含む。）を得て行う。

更生手続終結後は、更生会社において適正妥当な解決を図る。